計画書

陸前高田都市計画土地区画整理事業の変更 (陸前高田市決定)

陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		高田地区被災市街地復興土地区画整理事業					
面	積	約189.	8 ha				
公共施設の配置	道路	種別	名 称	幅 員	延 長	これらについて は、別に都市計 画において定め るとおりとす	
		幹線街路	3・4・3 大石沖脇の沢線	20.0m	約2,580m		
			3・6・4 三本松相川線	11.5m	約 480m		
			3・4・5 町森の前線	17.0m	約 340m		
		補助幹線 街路	3・3・13 裏田中和野線	25. 0m	約 820m	る。	
		津波災害等に対する安全性と市街地の利便性を高めるため、内陸部への避					
		難路にもなる三本松相川線、市街地のメインストリートとなる大石沖脇の沢					
		線、今泉地区との連絡を図るための町森の前線を整備するとともに、市街地					
		形成に資する道路や高台地域への避難道路を適切に配置し、健全かつ機能的					
		な市街地の形成を図る。					
		また、区画道路を土地利用や街区構成等を考慮しつつ適正に配置する。					
	公園及び緑地	種別	名称			っについては、別に	
			9・6・1 高田松原津波復興祈念公園			†画において定める) とする。	
		公園及び緑地については、住民の憩いやレクリエーション、災害時の避難に資する 空間として、周辺環境や景観に配慮し適宜配置する。					
	火葬場	種 別	、			 これらについては、別に	
		火葬場	1 号陸前高田斎苑			十画において定める とする。	
		高台7の南側に隣接する火葬場と連担して一部を区画整理区域内に確保する。					
		1. 土地利用について					
		被災者の速やかな生活再建のため、津波災害等の危険性のない高台地域					
		に住宅を中心に宅地の整備を図る。あわせて山側の低地部をかさ上げする					
		ことにより、安全かつ災害発生時の円滑な避難も可能な市街地を形成し、					
		住宅や商業、業務、公益施設などの土地利用を図る。また、かさ上げを行					
宅地の整備		わない低地部については、適切な土地利用計画の誘導を図る。					
		2. 街区の規模について					
		住宅地は被災した住宅等の規模も勘案するとともに、被災前の規模や立					
		地需要なども考慮し、適切な街区規模を設定する。					
		3. 宅地の整備について					
		本事業においては、学校などの公益施設や宅地の整備を図る。					

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本地区では、平成25年2月26日に、事業区域の拡大・変更を前提として、早期の復興に向けた市街地整備推進のために高台地域および嵩上げ地域(約192.4ha)の都市計画決定を行ったところである。

その後、公共施設の詳細設計を行い、事業の影響が及ばない区域を除外した結果、本案の通り変更するものとする。